

平成30年7月31日第3回三次市議会臨時会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（22名）

3番 伊藤 芳 則	4番 弓 掛 元	5番 藤 井 憲一郎
6番 黒 木 靖 治	7番 横 光 春 市	8番 山 村 恵美子
9番 宍 戸 稔	10番 保 実 治	11番 新 家 良 和
12番 福 岡 誠 志	13番 小 田 伸 次	14番 岡 田 美津子
15番 鈴 木 深由希	16番 桑 田 典 章	17番 澤 井 信 秀
18番 池 田 徹	19番 大 森 俊 和	20番 竹 原 孝 剛
21番 齊 木 亨	22番 杉 原 利 明	23番 亀 井 源 吉
24番 助 木 達 夫		

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長	増 田 和 俊	副 市 長	高 岡 雅 樹
副 市 長	柴 田 亮	政 策 部 長	中 村 好 宏
<small>総務部 選挙管理委員会 事務局長</small>	落 田 正 弘	財 務 部 長	部 谷 義 登
地域振興部長	瀧 奥 恵	市 民 部 長	稲 倉 孝 士
福祉保健部長	森 本 純	子育て・女性支援部長	松 長 真由美
市民病院部長 事務部長	池 本 敏 範	産業環境部長 <small>併農業者委員会事務局長</small>	日 野 宗 昭
建設部長	坂 本 高 宏	水 道 局 長	勝 山 修
教 育 長	松 村 智 由	教 育 次 長	長 田 瑞 昭
君田支所長	小 田 邦 子	布野支所長	中 宗 久 之
作木支所長	中 原 みどり	吉舎支所長	安 井 正 則
三良坂支所長	古 野 英 文	三和支所長	行 政 豊 彦
甲奴支所長	牧 原 英 敏	監査事務局長	中 原 真 一

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長	大 鎗 克 文	次 長	新 田 泉
議 事 係 長	水 本 公 則	政 務 調 査 係 長	石 田 和 也
政 務 調 査 主 任	清 水 大 志		

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		議席の一部変更
第 2		会期の決定（1日間）
第 3		常任委員の一部変更
第 4		常任委員の所属変更
第 5		特別委員の所属変更
第 6	議案第75号	三次市税条例の一部を改正する条例（案）
第 7	議案第76号	工事請負契約の締結について
第 8	議案第77号	動産の買入れの契約について
第 9	議案第78号	平成30年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）
第10	議案第79号	平成30年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）
第11	議案第80号	平成30年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）
第12	議案第81号	平成30年度三次市水道事業会計補正予算（第1号）（案）

平成30年第3回三次市議会臨時会議事日程（第1号）

（平成30年7月31日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		議席の一部変更	7
第 2		会期の決定（日間）	7
第 3		常任委員の一部変更	7
第 4		常任委員の所属変更	8
第 5		特別委員の所属変更	8
第 6	議 75	三次市税条例の一部を改正する条例（案）	8
第 7	議 76	工事請負契約の締結について	14
第 8	議 77	動産の買入れの契約について	15
第 9	議 78	平成30年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）	17
第10	議 79	平成30年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）	33
第11	議 80	平成30年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）	34
第12	議 81	平成30年度三次市水道事業会計補正予算（第1号）（案）	35



~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（小田伸次君） 皆さん、おはようございます。

視聴者の皆様には、御視聴いただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は22名であります。

これより平成30年第3回三次市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名者として、岡田議員及び福岡議員を指名いたします。

開会に当たり、7月の西日本豪雨災害につきまして、市議会を代表して一言お見舞い申し上げます。7月の記録的な豪雨により、西日本において甚大な災害が発生し、多くのとうとい命と財産が奪われ、被災された方への心からのお見舞いと一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。また、本市においても被災されました皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。

ここで、お亡くなりになりました皆様に対し、哀悼の意を込めて黙禱をささげたいと思います。

皆様、御起立をお願いいたします。

黙禱。

（黙禱）

○議長（小田伸次君） 黙禱を終わります。

ありがとうございました。御着席ください。

市議会といたしましても、市内被災箇所の復旧と市民の皆様の安心・安全な生活の確保に向けて、今後とも議会活動を行ってまいり所存でありますので、よろしく願いいたします。

この際、御報告いたします。

去る7月11日、重信好範氏から議員の辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定により、同日、辞職を許可いたしました。

次に、平成30年6月定例会で議決した議員の派遣については、諸般の事情により中止を決定いたしました。

以上で報告を終わります。

なお、暑いと思われる方は、上着を適宜おとりください。

ここで、増田市長から発言をしたい旨、申し出がありましたので、この際、これを許します。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 増田市長。

○市長（増田和俊君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成30年第3回市議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

第3回臨時会の開会に当たりまして、私から平成30年7月豪雨につきまして行政報告をさせていただきます。

7月5日から7月8日の記録的な豪雨により、西日本各地を中心に、200名を超える多くの

とうとい命が失われ、住宅・建物の浸水、農地の冠水・崩落、さらには農林水産業や商工業への被害など、広範囲にわたり甚大な被害が発生いたしました。先ほど黙禱もされたところでございますが、改めてお亡くなりになられました方々にお悔やみを申し上げ、被災されました方々に対しまして謹んでお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を願うものでございます。

本市におきましては、初めて大雨特別警報が発令され、46年前に大規模な災害が発生させた昭和47年7月豪雨に匹敵する降雨量、河川の水位上昇を見たところでございます。複数の観測所で史上最高の降水量を更新し、また、河川水位もこれまでの観測値を更新する水位が観測されました。昭和47年の被災以降、河川改修、堤防のかさ上げなどの対策が進められ、昭和47年豪雨に匹敵する降雨量を記録した中、本川の氾濫は防ぐことができたものの、内水面では、住宅を始め、事業所など数多くの建物に浸水被害を受けました。改めて被災されました方々に対しましてお見舞いを申し上げます。

豪雨の中で被害を防ぐために献身的な活動をしていただきました消防団、自主防災組織の皆様、そして、国土交通省、広島県など、関係機関・団体の皆さんに心からお礼を申し上げます。また、近隣自治体はもとより、全国各地からの支援物資の申し出やふるさと納税による寄附、市民の皆さんによるボランティア活動など、多くの温かい御支援をいただいておりますことに重ねて御礼を申し上げます。

本市といたしましては、被災者の方が早期に安全・安心な生活を取り戻せるよう全力を挙げており、7月19日の湯崎広島県知事の災害調査時における要望を始め、7月25日、26日には、東京で、国会議員、国土交通省に対しまして本市の緊急要望を提出し、本市の実態を伝えるとともに、早期復旧への支援を強く求めたところでございます。

政府においては、平成30年7月豪雨などによります災害を対象地域を全国として激甚災害に指定されたところであり、この指定を受けたにより、今後、公共土木施設、農地等の復旧事業に係る補助や中小企業者に対する災害関係補償など、11項目で特例措置が実施されることとなります。加えて、全県的な被災状況によっては、本市も災害救助法の適用対象となることが見込まれることから、引き続き広島県とも調整しながら、国の動向を注視するとともに、国の支援を最大限に活用してまいります。

その一環として、本日御提案いたしております災害対応の補正予算案を急ぎ編成したところでございます。このうち一般会計につきましては、歳入歳出総額を8億6,361万円とし、道路、河川、農地・農業用施設、林業施設の復旧事業、被災住宅補修工事費補助事業、被災事業者経営持続化支援事業、災害見舞金、災害援助資金貸付金などを計上しております。これらの予算案を御承認いただき、道路、河川、農地・農業用施設、林業施設などの早期復旧に努めるとともに、被災された方々が一日も早くもとの生活に戻ることができるよう力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様様の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、災害復旧に係る本格的な予算は9月定例会におきまして提案を予定しておりますので、

よろしくお願いを申し上げます。

また、今回の豪雨においては、結果として幾多の課題、問題点が生じております。行政といたしましては、避難所及び情報発信を始め、さまざまな課題、問題点について十分に検証し、今後の災害対策に生かしてまいります。

以上、臨時会開会に当たりまして、行政報告とさせていただきます。

今臨時会におきましては、議案7件を御提案させていただいております。議員の皆さんにおかれましては、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます、私からの行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 議席の一部変更

○議長（小田伸次君） 日程第1、議席の一部変更を議題といたします。

議員の辞職により、議席の一部を変更する必要があります。議席を、会議規則第4条第3項の規定により、ただいま着席の議席のとおり議席の一部を変更したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま着席の議席のとおり議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議席の一部を変更することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（小田伸次君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日の1日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 常任委員の一部変更

○議長（小田伸次君） 日程第3、常任委員の一部変更を議題といたします。

議員の辞職に伴い、広報広聴常任委員の一部を変更する必要があります。

お諮りいたします。

広報広聴常任委員の選任については、三次市議会委員会条例第6条第1項の規定により、桑田議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、桑田議員を広報広聴常任委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 常任委員の所属変更

○議長（小田伸次君） 日程第4、常任委員の所属変更を議題といたします。

伊藤委員より、総務常任委員会から産業建設常任委員会への所属変更の申し出がありました。お諮りいたします。

三次市議会委員会条例第6条の規定により、申し出のとおり所属を変更したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、伊藤委員を総務常任委員会から産業建設常任委員会へ所属変更することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 特別委員の所属変更

○議長（小田伸次君） 日程第5、特別委員の所属変更を議題といたします。

山村委員より、地域公共交通調査特別委員会から行財政改革調査特別委員会への所属変更の申し出がありました。

お諮りいたします。

三次市議会委員会条例第6条の規定により、申し出のとおり所属を変更したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、山村委員を地域公共交通調査特別委員会から行財政改革調査特別委員会へ所属変更することに決定いたしました。

産業建設常任委員会の副委員長互選のため、この際、暫時休憩いたします。再開は別途連絡いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時12分——

——再開 午前10時20分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（小田伸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業建設常任委員会の副委員長互選の結果について報告を受けましたので、この際、御報告いたします。

産業建設常任委員会副委員長に池田議員が互選されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第75号 三次市税条例の一部を改正する条例（案）

○議長（小田伸次君） 日程第6、議案第75号三次市税条例の一部を改正する条例（案）を議題と



いたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました議案第75号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第75号三次市税条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、平成30年7月豪雨により被害を受けた方々が一日も早く通常生活へ戻っていただくための支援の一環として、関係条例である三次市税条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、市民税においては、平成30年7月豪雨による被害により生じた損失額についての雑損控除と地方税法第323条による条例に基づく減免とを併用することが可能であることから、災害による減免について新設しようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(小田伸次君) なお、本日審議される議案第75号から議案第81号の質疑については、昨日の議会運営委員会の申し合わせにより、質疑2回の回数制限を撤廃いたします。

それでは、質疑をお願いいたします。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) 議案第75号の三次市税条例の一部を改正する条例(案)ではありますが、他市によりますと、固定資産税の減免や、それから、被害割合に応じて減免をするというふうになっている市もありますが、三次市は市民税だけということだろうと思うんですが、その他の税に関する減免というのは考えておられないのかお伺いをいたします。

(市民部長 稲倉孝士君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 稲倉市民部長。

○市民部長(稲倉孝士君) 竹原議員の質問にお答えいたしますけれども、今回、条例の一部改正をしておりますのは個人市民税に関する災害減免の適用でございます。今、うちは固定資産税と国民健康保険税、これについては災害の減免の要綱というか、規定を持っております。ですから、今まで個人市民税について災害減免の規定がなかったもので、今回提案をさせていただいて、規定が必要ということでございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) じゃ、例えば固定資産税の減免措置で言うと、被害面積が当該土地面積の10分の8以上であるときは免除の割合は10分の10とか、10分の6以上は10分の8とかかなどな

ど、細かく土地や償却資産などについて決めてありますが、それはどういうふうに分類されておるのでしょうか。災害による減免の中身について。

それから、市税についても被害割合などもよそはあるみたいですが、それとは損害の程度についてどういうふうに判断をして、誰が判断をしてそういうふうな減免ができるのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

(市民部長 稲倉孝士君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 稲倉市民部長。

○市民部長(稲倉孝士君) まず、固定資産税の減免のことについてお答えいたしますけども、具体には、固定資産税の減免の取扱規定、これを設けております。これには、農地、宅地、家屋の別に、それぞれ損害の程度に応じまして、軽減または免除の割合を規定しておるものでございます。家屋の場合で一例を申しますと、全壊、流出、埋没等により家屋の原型をとどめないとき、または復旧が不能の場合には全額免除、それと、主要構造物が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価格を減じたときは10分の8の減免というふうな具体的な規定を設けておまして、これに基づきまして判定をさせていただくようになります。その判定につきましては、当然、現場のほうへ行かせていただきまして、被害状況を確認させていただくというふうな手法になります。

一方、このたび個人市民税についての減免規定を新たに税条例のほうに規定させてもらいますけども、これにつきましても、今回、条例が可決いただきましたときには、個人市民税の災害減免に対する取扱要綱、これを告示として制定をさせていただきます。

この中で、まず損失額、損失額というのは規定ですけども、これは国が雑損控除をしてもらう場合に合理的な計算方法というものを決めておりますので、それに基づきまして損失額を算出しようというふうなことが1つの方法としてございますけども、例えば家屋と家財、車両に分けて、それぞれの損失額を出します。家屋の時価に対しまして、被害割合、これは今回の災害でいいましたら床上何センチとかいうふうなことでございますけども、その被害割合に率を掛けまして、それに対して保険金で補填をされる額を差し引きます。それにプラスして、後片づけ等に要した費用をプラスして、これを家屋の損失額といたします。同じように、家財についても同じような形で額を出しまして、車両についても出しまして、それぞれの額の合計を損失額として出すというふうな形になります。

実際に、減免の割合は損失の割合ということになりますけども、損失割合につきましては、先ほど申しました損失額、この合計がそれぞれ家屋と家財と車両の時価に対して何%を占めるのか、それによって損失割合を出して、例えば資料の別紙でお示ししておりますけども、これは所属によって区分をしておりますけども、例えば500万円以下の方の場合には、30%以上の損害があった場合には50%を減免しようというふうな形で具体的に設けます。

ただし、ここで注意せないけんのは、その50%を30%につきましては、納期限が過ぎていない未済額に対して割合を掛けます。今回の場合は7月に豪雨災害がありましたので、まず、市民税の普通徴収でいきましたら、1期は6月で納期が来ておりますので、2期から4期、こ

の税額に対して、その割合で減免を掛けさせてもらうということでございます。

説明の中で、保険金などによって補填をされるべき額を控除するというふうにございますので、実質的には家屋とか家財とか保険を掛けておられる方が大半であろうと思います。そうしたことからすれば、今、実際に減免の適用になっておられる方について相談をさせてもらいますけれども、なかなかこの適用というのは今まで例がなかったわけですが、全ての方にこの減免の適用があるというふうなことはないかなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) それは条例でなくて要綱ですか。要綱は私たちの手にないですよ。規則までしか載っておらんので。後でいいですから、中身をお知らせ願いたいと思います。とともに、これ、市民の皆さんに周知徹底をしてもらわないいけないので、それは周知徹底はどういうふうにされようとしているのか、あわせてお尋ねします。

(市民部長 稲倉孝士君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 稲倉市民部長。

○市民部長(稲倉孝士君) 要綱につきましては、先ほど申しましたけれども、今回の条例改正一部議案が可決をされた時点で要綱の制定に対しての процедуруとります。要綱は告示でございますので、告示をさせていただくようになりますし、実際、当然、課税課が所管になりますけれども、今、罹災証明等を受けております。その際に具体的な相談もあつたりしております。また、ほかの手段を講じまして、広く市民の方に周知をさせてもらうようにしたいんですけど、先ほど言いましたように、これ、全ての方があまねく該当になるというふうなことじゃございませんので、そこらをちょっと考えた中で、広報の仕方等も含めて検討したいというふうに思います。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) 要綱の中で細かく決まるかもしれませんが、床上とか全壊とか半壊とかいうことになるんだろうと思いますが、被害状況で言えば、床下でも、生活そのものがなかなか立ち行かないという方もおられるんだろうと思うので、そのあたりもしっかりとフォローできるように、中身についてはしっかり議論をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長(小田伸次君) そのほか、質疑ありますか。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 杉原議員。

○22番(杉原利明君) 75条は、対象年度は今年度だけということなんですか。

(市民部長 稲倉孝士君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 稲倉市民部長。

○市民部長(稲倉孝士君) 75条でございます。国は、本来の災害が区域内に広範囲に発生した場

合には、その都度条例を制定して減免などの措置を講じることというふうにしておりますけども、うちはその関係もあって、個人市民税については災害減免の規定はなかったんですが、ほかの税、先ほど言いましたように、国民健康保険税でありますとか固定資産税、さらには、介護保険料、後期の保険料、これにつきましては減免規定が恒常化しております。

今回、うちが思っておりますのは、先ほど言いました、今から制定をいたします告示規定の中には、災害の定義を、これはまだ案でございますけども、暴風、豪雨、洪水、地震、地滑り、その他の異常な自然現象とか、また火災とかにも広げようと思っておりますので、そういった災害、いろんな面で言う災害について、そういったことで担税能力が失われた方につきましては、そういった減免の規定を残そうというふうな考えでございます、今年度限りというふうなことで思っております。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 杉原議員。

○22番(杉原利明君) このたびの災害に遭われた方で言うと、例えばどれぐらいかというのはわからないんですか。いつ判断されるんですか。減免終わるとか、終わらないとか。今回の災害は平成30年度分だけが市民税の減免に適用されるということですよ。

(市民部長 稲倉孝士君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 稲倉市民部長。

○市民部長(稲倉孝士君) 今、杉原議員が申されたとおりでございます。今回の規定は、あくまで平成30年度課税分について、納期が未到来のものについての減免の適用でございます。

○議長(小田伸次君) そのほか、質疑ございますか。

(12番 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 福岡議員。

○12番(福岡誠志君) 今回の議案第75号については市税に関するものであるというふうに認識しておるわけでありましてけれども、国税についてちょっと聞きたいことがございます。というのも、先ほど冒頭で、市長の行政報告で災害救助法の適用の可能性もあるというようなことがありましたけれども、この災害救助法の適用によって被災者の皆さんの国税の適用範囲というものが広がってくるというふうな認識を私は持っているんですけれども、そこら辺について、まだ三次市は適用地域になっていないので、そういった措置は受けられません。したがって、今後、その適用を本当にされるかどうかという見込みがあるのかどうかというのと、それと、適用の要件というのはどのような要件になるのか。それによって、この災害救助法が適用になるかどうかによって、被災者の支援というのは雲泥の差が出てくるというふうなことを認識しております。その点についてもう少し詳しく御説明なり、あるいは国税の優遇措置の適用なりというのをこの場で御説明いただければというふうに思います。

(福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 森本福祉保健部長。

○福祉保健部長(森本 純君) 災害救助法の適用の状況でございますけども、現在、広島県全体

の罹災状況の把握が進んでございまして、県として災害救助法の適用の都道府県になるのかどうかの判定を今進めておるところでございまして、県全体で認定を受けた場合は、三次市がそれで当たるか当たらないかという次の判定が出てまいります。例えば、広島県下で2,000戸以上の全壊があった場合、広島県全体として災害救助法の適用になるということございまして、その場合に三次市の被災状況がどうなのかという判断の中で、三次市は適用されるかされないかという2段の手続になっています。

当然、単独で相当の被害を受けてらっしゃる市町につきましては、既に市町単独で災害救助法の適用も受けてらっしゃいますけれども、三次市の場合、単独で受けられるまでの被害がない状況でございまして。ですから、広島県の全体の被害状況が明らかになった時点で、次、三次市が該当するかどうかの判断が出てくることになろうかと思っております。

実際、災害救助法の適用を受けますと、災害時の応急措置であります避難所の経費の補填とか、あるいは市民の方の該当するところであれば、住宅の応急修理の経費とか、そういったものについて支援が受けられる状況だというふうに聞いております。国税、所得税の減免につきましては、ちょっとまだそこまで研究は進めてございませぬので、ここでお答えをようしないんですけれども、実際、市民の声が該当するとすれば、直接的には住宅の応急修理の部分になってくるのかなというふうに私は思っております。

(市民部長 稲倉孝士君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 稲倉市民部長。

○市民部長(稲倉孝士君) 国税の今回の7月豪雨によるいろんな救済措置でございまして、今、私の手元に国税のパンフレットがございまして。そのパンフレットの中身を御紹介することによって御紹介させていただきますけれども、まず、納税の猶予というふうなこともございまして。国税を一時的に納付することができない場合には、その申請によって1年以内の範囲で納税の、これは猶予でございまして、減免ではございませぬ。このパンフレットには所得税の軽減とか免除もうたつてございまして。これを読ませていただきますけれども、災害により住宅や家財などに損害を受けたときには、確定申告において、次のどちらか有利なほうを選ぶことによって、所得税の全部または一部の軽減措置を受けられますというふうなことでございまして、住宅、家財などの損害額または災害関連支出が一定金額を超えた方は、雑損控除として、その超えた額が課税対象から控除されますということで、雑損控除が受けられますよというふうなことを規定しておるものでございまして。

こういった形で、相続税とか譲与税、さらには源泉所得税の徴収猶予、被災種類等の救済措置等々、これは国税のホームページにも記載がありますけれども、そういったことを国税は考えておるようございまして、ちょっと詳細な説明につきましては、申しわけございませぬ、私が十分な勉強をしておりませぬので、これぐらいでとどめさせていただきたいなというふうに思います。

(12番 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 福岡議員。

○12番（福岡誠志君） 今答弁いただきましたように、さまざまな支援メニューがあるようございます。いつごろ認定になるかというのは広島県全体の被害状況の把握によって三次市が適用されるかどうかというようなことでもございましたけれども、やはり被災をされた方の中には、民地が崩れた場合には、今の支援メニューでは自費で直さなければいけないといったような状況もありますので、やっぱりそういった災害支援法の適用になるかどうかによって、そこら辺も全く状況が変わってまいります。適用になるかどうかというのは、これは被害の状況ですから何とも言えないんでありますけれども、適用になるように最善の努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小田伸次君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第75号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第75号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第75号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第75号三次市税条例の一部を改正する条例（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第76号 工事請負契約の締結について

○議長（小田伸次君） 日程第7、議案第76号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第76号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第76号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、三次市生涯学習センター耐震及び改修工事につきまして、一般競争入札を平成30年7月20日に執行いたしました。4社による入札の結果、2億5,866万円で株式会社壺心が落札いたしました。よって、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小田伸次君） 質疑をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第76号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第76号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。  
討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第76号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第77号 動産の買入れの契約について

○議長（小田伸次君） 日程第8、議案第77号動産の買入れの契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第77号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第77号動産の買入れの契約について御説明申し上げます。

本案は、消防ポンプ自動車の買入れにつきまして、指名競争入札を平成30年7月18日に執行いたしました。2社による入札の結果、2,419万2,000円で株式会社三葉ポンプが落札いたし

ました。よって、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小田伸次君） それでは、質疑をお願いいたします。

（19番 大森俊和君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 大森議員。

○19番（大森俊和君） このたび消防車を1機購入されるということで、これについては順次やりかえていくという方針もありまして、当然のごとくしょうがない。しかし、ここで1つ伺いたいのは、このたびの災害またはさきの災害、47年災等々、いろいろ考えたときに、防火の設備と防災の設備、今、消防団に求められておるのは、全国的にこういう2つの側面を求められております。そういう意味合いにおいて、新しく消防車を購入されるというのは大変結構なんです。それに付随して、防災の設備が今後それにつけ加えられるのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

（総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 落田総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（落田正弘君） いわゆるポンプ車の購入に当たって、それにつけ加えて防災設備等の更新がされるかと、また充実されるかということでありまして、これにつきましては、被災したところの状況とか、あるいは消防団との意見等、そういうことを勘案させていただきまして、その内容について検討してまいりたいというふうを考えておるところでございます。

（19番 大森俊和君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 大森議員。

○19番（大森俊和君） しっかり地元消防団または消防署等の御意見を伺って。プロですから。しかし、既にこういう議論を始めていかなきゃいけなかったのではないかなと思います。3月の議会で、私は災害に関して、川底の砂利、堆積物を撤去してくれということをお願いしました。もちろんこれは国交省と三次市長が共有しなきゃいけないんですけども。今回の災害なんかを見ても、47災害の教訓で土手を強化したから何とかもった部分があります。しかし、水量的にはそれを越えた水量ですから、もしあれが、土手等が切れていたら、防火ではなくて、今度は消防団の皆さんは防災の面で奮闘していただくようになるわけですから。したがって、遅かったとか早かったではなくて、今後の早急な課題としてそのところを議論していただきたいと思います。

以上です。

○議長（小田伸次君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） これをもって質疑を終わります。



ただいま議題となっております議案第77号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号は委員会の付託を省略することに決定しました。  
討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 討論なしと認めます。

これより議案第77号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号動産の買入れの契約については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第78号 平成30年度三次市一般会計補正予算(第3号)(案)

○議長(小田伸次君) 日程第9、議案第78号平成30年度三次市一般会計補正予算(第3号)

(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました議案第78号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第78号平成30年度三次市一般会計補正予算(第3号)(案)について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ8億6,361万円を追加し、補正後の総額を367億1,655万4,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容は、7月5日から8日にかけての記録的な豪雨による災害復旧等に係る経費の補正であります。

初めに、歳出から御説明いたします。

総務費は、水防業務及び災害復旧対応に要した職員人件費1,000万円を追加。

民生費は、平成30年7月豪雨により被災された世帯の早期の住宅補修を図るため、市独自の支援制度として実施する被災住宅補修工事費補助事業1億円のほか、災害見舞金、災害援護資金貸付金、合わせて1億2,000万円を追加。

衛生費は、災害ごみの収集運搬業務及び廃棄物の処理に係る経費のほか、汚泥除去に係る費用として1億1,300万円、水道事業で実施する応急工事に係る一般会計からの補助金1,180万円など、合わせて1億3,693万円を追加。

農林水産業費は、小規模崩壊地復旧事業として、家屋等へ流入した土砂の撤去26件に係る応急に対応すべき復旧業務委託料1,300万円のほか、災害査定のための調査測量業務500万円など、合わせて2,330万円を追加。

商工費は、平成30年7月豪雨により被災された市内事業者の早期の経営復旧を図るため、市独自の支援制度として実施する被災事業者経営持続化支援事業1億円のほか、三次の鵜飼再開のための三次市観光協会への補助金500万円、合わせて1億500万円を追加。

土木費は、下水道事業で実施する応急工事に係る一般会計からの繰入金300万円を追加。

消防費は、仮設ポンプの設置及び稼働に対する水防業務委託料820万円など、合わせて1,495万円を追加。

災害復旧費は、農地・農業用施設及び林業施設災害復旧事業として、農地・農業用施設、林業施設、合わせて約300件に係る調査測量業務委託料1億3,150万円、応急工事に係る経費5,750万円など、合わせて1億9,110万円。

土木施設災害復旧事業では、被災した道路、河川、合わせて約300件に係る調査測量業務委託料1億5,000万円、崩土除去費用として5,000万円など、合わせて2億150万円。

文教施設災害復旧事業では、学校ののり面の応急工事のほか、学校のグラウンドの復旧工事、市民ホールきりりの緊急に対応すべき消防施設などに係る修繕工事など、合わせて3,803万円。

その他、公共公用施設災害復旧事業は、十日市親水公園、稲荷運動場、江の川カヌー公園さくぎなどの施設における流木撤去など、緊急対応分として1,980万円、合わせて4億5,043万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

分担金及び負担金は、現年災害農業施設復旧費分担金など、合わせて245万円を追加。

国庫支出金は、現年災害公共土木復旧費負担金、災害等廃棄物処理事業費補助金、合わせて6,600万円を追加。

県支出金は、現年災害農業施設復旧費補助金など、合わせて1億1,045万円を追加。

繰入金は、財政調整基金繰入金について5億1,611万円を追加。

市債は、現年災害公共土木復旧事業債、現年災害農地復旧事業債など、合わせて1億6,860万円を追加しようとするものであります。

第2条繰越明許費の補正につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、被災住宅補修工事費補助事業ほか1件について追加しようとするものであります。

第3条地方債の補正につきましては、5ページ記載の第3表のとおり、現年災害公立学校教育施設復旧事業ほか3件を追加、現年災害農地復旧事業ほか3件について限度額を変更しようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

げます。

○議長（小田伸次君） それでは、質疑をお願いいたします。

（7番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 横光議員。

○7番（横光春市君） 何点かお尋ねをしていきたいというふうに思いますけども、13ページの歳入で、農災の分担金でございますけども、何%になっているかということが1つと、激甚災害になったときに、個人の分担金がそれで幾分か減額できることがあるということをお尋ねしていきたいというふうに思います。

それから、市民ホールのことでございますけども、今回の災害で浸水をしたということでありますが、当時、ちょうどいろんなことで訪問したときに、地下のほうへコンセントがあって、そこで漏電したんですよという話を聞きました。修繕に当たっては、そこらは単独の回路になっておろうと思うんですけども、浸水のおそれがあるときにはそれを切るようになっておるかどうだろうかということ。そこらも点検をして、修繕をされるようにということがあろうと思いますし、毎年そういうことがあってはいけませんので、やはりエレベーターとか、あるいはこの間聞いたときには火災報知器が使われなくなってきたんだというようなこともありましたので、そこらも十二分に検討していただきたいと。これは要望でございます。

それから、農災の関係でございますけども、農災は40万円が災害の金額であろうというふうに思っておりますけども、それ以下の小さな災害があろうと思います。それぞれ個人の方が復旧するには大変な御苦労があろうと思うんですが、それは土地改良区のほうの助成があるんだらうというふうに私は記憶しておるんですが、それにも土地改良区の限度があろうと思いますので、市のほうから土地改良区のほうへ何かあるんだらう、あるいはまた、皆さんがお願いしたときにそれが全部土地改良区のほうで認められるんだらうか、そこらがちょっと不安なことがありますので、お尋ねをいたします。

以上です。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 増田市長。

○市長（増田和俊君） 3点にわたっての御質問であります。担当部長のほうでお答えさせていただきます。

今回の補正については、応急対応と、さらには、査定が間近に迫っておる中で、それに備えた査定設計といいますか、それを第一に計上させていただいて、本格的な復旧については、冒頭の挨拶にも申し上げましたように、9月の冒頭に、ひとつ可能な限り小田議長さんとも協議をさせていただいて、議会の皆さんの御理解をいただいて、冒頭にその災害予算が可決できれば幸いに思っております。したがって、本格的な工事費については、9月の補正予算で1号、2号という形になろうと思っております。そのように今考えておまして、いわゆる農災の詳細については、その時点で計上したいというように、今回は計上を見送っております。9月の1号災害予算の中に当然計上していきたいというように思っております。

また、市民ホールについては、激甚災害ということの指定を受けたわけで、エレベーターを含めて、今後のいつ来るかわからない、そうした豪雨に備えた対応というのはできるだけ進めていきたいというように思っております、国の補助金の高率の中での補助金対応を今めざしておるところでございます。

農災の分担金については、よく御承知いただいておりますように、極めて高率になる可能性が高いわけでありますから、そこは担当部長が答えていきますが、ここで明確に何%というのは言えないんじゃないかなという。今の規則的な面で計上しておりますが、最終的な対応としては、今、明確にはならないということに御理解を賜りたいというように思っております。

それ以上の答弁があれば、担当部長のほうで答弁させていただきます。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) 分担金の関係でございますけども、今、市長申し上げましたように、今回の災害については激甚災害該当ということでございます。これまでの激甚災害については、実績で申し上げますと、大体9割から9割5分以上は国のほうで負担をするということになりますので、今までの状況からいくと、地元負担金は数%というのが状況でございます。最終決定は今後決まっていくということになるかと思っております。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

○7番(横光春市君) ありがとうございます。そうだろうというふうに思っておりました。

1つ、市民ホールのことで思うんですけども、今回、車がかなりあそこであつたんではないだろうかというふうに思います。将来的なことを考えて、やはりあそこへ多くの人が集まる時にも駐車場が足りないという現状もあるわけでございますので、あそこへ駐車場のビルディングを建てていただきたいなというふうに思うわけであります。そうすれば、被災のときに上のほうへ置かれるし、あるいは観光協会が行った神楽のときにも駐車が間に合うというふうなことがありまして、これは将来的な意味を持って御検討いただきたいと。これは要望でございますので。

以上でございます。

○議長(小田伸次君) そのほか、質疑はございますか。

(12番 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 福岡議員。

○12番(福岡誠志君) 何点かお伺いしたいと思います。

まず、ページで言うと23ページのその他公共公用施設災害復旧費の中で1,980万円計上してありますけれども、そのうち調査測量設計管理委託料に100万円、そして工事請負費が1,540万円の内訳になっておりますけれども、その内訳についてお伺いしたいと思います。

それと、もう一点、今回の豪雨によっても被災している十日市南のヤマザキデイリーストアの下の用水路のところなんですけれども、このところについては、毎回、豪雨のたびに道路が

冠水して、用水路がオーバーフローして、道路か溝か全くわからないといったような浸水する地域があるわけでございますけれども、そこの応急的な措置について、今回の臨時議会の補正予算の中で対応していただいているのかどうかというところを確認させていただきたいと思います。これは農業復旧なのか、それとも道路なのか河川なのかちょっとよくわからないので、そういった質問の仕方をさせていただきました。

以上、2点についてお願いしたいと思います。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 部谷財務部長。

○財務部長(部谷義登君) 私のほうからは、現年災害、その他公共公用施設復旧経費の中の委託料の内訳について、担当課がわかりますので、私のほうで説明をさせていただきます。

調査測量設計管理等委託料として100万円をお願いいたしておりますけれども、その内訳でございます。3件ございまして、十日市の親水公園のトイレの関係の復旧の設計、それから、江の川カヌー公園ののり面の復旧工事の測量設計業務の2件でございます。これ以外にも、国の制度でありますとか起債の制度に対象になり得るものがあるんですけども、今回お願いするのはその2件でございます。今後、対象になるようでありましたら、ほかの設計等については、また次の補正でお願いすることになるかと思っております。

失礼いたしました。工事の内訳でございます。すいません、設計のほうを説明してしまいました。こちらにつきましては、十日市の親水公園につきまして応急の対応をしようとするもの、それから、これは決定ではないんですけども、稲荷町の河川敷等について応急の対応が必要であるかもしれないということで、この2件について計上させていただいているところでございます。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 増田市長。

○市長(増田和俊君) その点について私のほうから補足をしていきたいと思っております。

さまざまな施設の被害を受けておるわけで、農災、公共災、これはルールに基づいて進めていきます。そして、その他の中で、先ほど部谷部長が申しあげました十日市の親水公園、稲荷の運動施設、河川敷を利用した施設については、現在、国と協議を進めて、可能な限り国のほうも対応していこうということ、さらには、昨日も三次中学校の野球部からも御要望にお越しいただきましたが、河川敷について、国の1つのやっただく範囲、そして、行政として、三次市としても、可能な限り、もとの姿へ一気にとは難しい面もありますが、活用できるように進めていきたいと思っておりますから、そこらの、今、福岡議員の質問があった項目の中で支出をしながらも、応急的な対応をしながら、なおかつ9月の、先ほど言いました災害復旧に係る予算の中でできるだけ対応していきたいと思っておりますので、できるだけ使用ができることを、十分でなくてもできるような形を進めていきたいと、このように思っております。

(建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長（小田伸次君） 坂本建設部長。

○建設部長（坂本高宏君） 福岡議員の2つ目の十日市南のデイリーストアというところの用水路、排水路の件で質問でございますけれども、それについて、今回、緊急に対処した予算の中にはこれは計上はされておられません。浸水被害ということでございまして、今回は被災という、たちまち壊れたものという部分での補正でございますので、今回は計上していないということです。

現在、何がどうあって、被災を防止できるものが可能なのかというところで検証中ということでございまして、今しばらく時間をいただきたいというふうに思います。

（12番 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 福岡議員。

○12番（福岡誠志君） 今の答弁を整理すると、調査測量設計管理等委託料の100万円、これは親水公園トイレの復旧とカヌー公園の設計というふうに説明があったというふうに思うんですけれども、それがその2点かどうなのかというところが1つと、あと、その工事費については、あくまでも臨時的な対応であって、一応今までどおりクラブ活動とか学校の体育の授業とか、そういったもので使えるレベルにまで復旧をさせるのかというのか、その辺の見通しについても、ちょっと今後のスケジュールを立てる上でも、ここで報告を願いたいというふうに思います。

あと、もう一点、十日市南の地域でありますけれども、この部分については、先ほど、浸水被害であって今回計上していないということでありまして、行政においては、恒久的な対応策というのを今現在練っていただいている最中でありまして、ここの一帯が浸水被害が始まって10年程度の日数も経過している。その間、地元住民の皆さんは、いつになったら工事をしてもらえるんだというふうな状況で、本当に辛抱強く待っていただいているといったような状況もあります。ここが浸水するだけではなくて、ここがオーバーフローすることによって、床下浸水等までしている家屋等もあります。そういった状況を手放しにほっておくといったようなことがこれまでもありましたので、やはり今回の災害を機に、恒久的な対応を早急に求めたいというふうに思うところでありまして、やはりこの点については、早く内部で検討結果を公表していただいて、対応策をお願いしたいというふうに思いますけれども、その点について答弁をお願いしたいと思います。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 増田市長。

○市長（増田和俊君） 最初の2つの子供たちがクラブ活動で使用しておる施設については、先ほども申し上げましたように、1つには、国に対しても、国といいますと国土交通省でありますけれども、できるだけ努力をしていただきたいということを要望しております。また、もう2点目は、応急の中で、可能な限り市としても進めていきたい。3点目は、9月補正の中で災害関係の補正予算を計上させて、提案させていただきますが、その中にも計上しながら、できるだけ早く子供たちがクラブ活動ができる、万全であるということについては差し控えさせていただきますが、できるだけ可能な限り早く利用ができる、活用できるというところまでは、行政として

も、市長としても進めていかなければならんと思っておりますので、そのようにお答えを申し上げたいと思っております。

(建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂本建設部長。

○建設部長(坂本高宏君) 十日市南の件でございますけれども、応急的には冠水を防ぐということとはなかなか難しい。これまでもいろいろ部分的に水路の改良等をやってきましたけれども、実績としてはなかなか上がらないということでございます。

また、そういうこともありまして、今回で言えば、道路と水路がそこはわかりますので、道路等の危ない部分、そういう部分にはラバーポール等を設置するというふうに考えております。しかしながら、議員おっしゃったように、根本的な対策ということについては、雨水の計画等を見直す中で、最終的にどうできるのかということをも早目に検証したいというふうに思います。

以上です。

(12番 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 福岡議員。

○12番(福岡誠志君) グラウンドについては、学校関係者の人も一定の理解をしていただいております。というのも、こういった状況でありますから、まず第一にはやはりライフラインの復旧というのもよくよく関係者とかPTAの皆さんも御理解いただいております。それが前提の上で、皆さんもできることは自分たちも汗を流してしたいんだというふうな気持ちでいらっしゃいますので、やっぱりこういうときというのはお互いにお互いの思いを、お互いの立場を尊重しながら復旧に向けて進めていくということが大事でありますので、その点については、あくまでも親水公園を早くやってくれというのではなくて、やっぱり協力できるところは協力をするというスタンスで関係者とか保護者の皆さんもいらっしゃいますので、その点は、一方的な要求ではありませんので、誤解のないようお願いしておきたいというふうに思います。

それと、なぜこの十日市南のところにこだわるかといいますと、やっぱり被災するエリアが広いということと、それプラス、数年前には、溝が、用水路がオーバーフローすることによって、道路と水路を踏み間違えられて、高齢者の方がそこに転落をされて、死亡事故にまでつながっている案件があります。このことは行政の皆さんはどこまで関知をしておられるかわかりませんが、そういった、たかが用水路かもしれませんが、その用水路の幅にしても約1.5メートル、深さも1.5メートル程度あります。今回の浸水にしても、たまたま大人の方がその用水路に落ちられたんですけれども、大人だから流されずに済んだといったようなことなんですけれども、万が一そこへ子供が落ちていたら、また同じ過ちを行政が繰り返していたかもしれないといったような非常に危険な状況にあるのがこの十日市南一帯の大きな課題であります。そこら辺は行政としてもっと早急にスピード感を持って取り組んでいただきたいということを再度要望いたしまして、答弁は結構です、質問を終わりたいと思います。

○議長(小田伸次君) そのほか、質疑ございますか。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 新家議員。

○11番(新家良和君) 3点ほどお伺いいたします。

最初に、20ページから21ページにかけての社会教育施設復旧事業のところ、きりりのエレベーター等の災害復旧工事で3,000万円の計上がしてありますけども、この3,000万円の具体的な内容についてまずお伺いしたいと思います。

次に、繰越明許のところですけども、4ページです。先ほどの御説明の中で、被災住宅補修工事費の補助事業の1億円と被災事業者経営持続化支援事業の1億円、それぞれが翌年度に繰越明許という形での補正が出ておりますが、この2件の実施可能時期といいますか、いつごろになればこれらが実施できるのかという見通しについてお伺いいたします。

そして、3点目ですけども、全般的な関係で、このたび7月6日、7日にかけての集中豪雨において大きな被害を出したんですけども、昨日の全員協議会での執行部からの説明によりますと、道路、農地等の被災件数が1,924件、被害の予想額で43億円強、また、市有施設きりりを始めとしたものについても67件で、約3億7,000万円という膨大な金額が、また膨大な件数が今集約されております。この水害が起こってからの短期間の中で、特に急がれる項目について、一般会計で約8億6,000万円強の補正予算を提出されたということについては、極めて忙しい中でよくまとめられて議会に提出されたということについて大変評価をしたいと思っております。

しかしながら、今申し上げましたように、残りの件数、金額も膨大でありますし、先ほど市長が答弁の中で、9月補正を一生懸命やっていきたいということでお答えになっておられましたけども、できるだけ早く残りの件数についてもちゃんと復旧をしていかなければならないと思うんですけども、設計コンサルとの関係であるとか、工事請負業者の関係であるとか、また、県の災害のオーダーも当然出てくるだろうと思います。非常に業者のほうを確保するというのも困難な状況が予測される。

今、市長がお答えになった、9月の定例議会で残りが全て計画されるということは非常に難しいと私は感じるんですけども、大部分を9月の補正でされたとしても、いわゆる最終的な見込み、今回の現年災害についての最終的な見通しについては今どのように、できれば9月で全てするのがいいんですが、それは期間と財源の問題も含めて厳しいと思いますので、そこらの計画、考え方についてお尋ねしたいと思います。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 増田市長。

○市長(増田和俊君) 具体的な内容については担当部長のほうからお答えを申し上げますが、冒頭から申し上げましたように、今回は応急と、またコンサルの委託に係る予算を主要には計上させていただきました。特に、今我々が最も重要なのは、いかに査定を円滑に受けて、認定を受けるかということが大きな課題であります。既に大方の日程も固まってきておる状況でありますから、今大事なことはコンサルの確保ということで、農地・農業用施設、そして公共施設、



これは最終的には2,000件に近いぐらいになるんじゃないかなと思っておりますから、それをいかに査定のある期間に全力を挙げて済ませていくかと、これが行政の大きな課題であります。そうしないと、災害復旧が、農家の皆さん、また市民の皆さんからの強い願いが実現できないということになっては極めて遺憾でありますから、そこらを今全力でさせていただいております。

9月には、当然、今、既にコンサルのほうの作業へ入らせていただいておりますから、そこらを概算経費をさらに精査しながら、9月の冒頭の定例会に臨んでいきたいと思っておりますから、繰り返しになりますが、いかに今査定を受けるための設計と申しますか、測量設計が急がれておるといふことであるといふことだけ申し上げさせていただきたいと思っております。そのためには、今、全力を挙げて、関係のコンサルのみならず、広島県等々も含めて進めておるところでございます。

補足させてもらいましょう。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) 農業災害に係る今後の査定あるいは災害復旧に対する現段階の大まかなスケジュールについて申し上げます。

今年度、農業災害については1,200件程度の件数が出ておるわけでございますけれども、おおむね8月中には災害の個別の箇所決定を本市としてもしていきたいというふうに考えております。9月から10月にかけては査定設計書の作成、それから、年内、11月、12月で査定を受けるということで、これについての増高申請の作成の準備を行うということで、通常、秋口に査定を受けておりますけれども、今回については、年を越して1月に補助率等が決定していくというふうに。国の補助率ですね。そして、2月には、実施設計、補助申請をしながら、年内に交付決定を受けて入札を進めていくと。

したがいまして、工事については、来年度、場合によっては2段階で複数年ということも想定されようかと思っております。現在、県を通じて、具体的なスケジュール等も詰めながら、また、コンサルについても、県を越えて、あるいは西日本を越えた段階での対応ということも必要になってこようかと思っておりますので、現在、関係機関と調整をしておるところでございます。

それからもう一点、繰り越しについての被災事業者の経営持続化支援事業についての考え方でございます。これにつきましては、今回、被災されました市内の中小企業等の早期の経営の復旧ということを支援していくために、設備、機械、備品、こういったものを償却資産等の被災前の現状へ復帰するための経費の支援ということで進めていくこととございます。対象につきましては、実施期間については2年間ということと想定をいたしております。なお、補助金の申請については今年度末、1年間の中で申請をしていただいて、最大2年間の中で事業実施をしていただくというような想定をさせていただきます。

なお、御質問の実施可能時期については、この臨時議会の補正予算可決後、速やかに8月広報を含めて実施をしていくよう準備を進めていきたいというふうに考えているところでござい

ます。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 長田教育次長。

○教育次長(長田瑞昭君) では、私のほうから、社会教育施設の災害復旧費の工事請負費の内訳について説明をさせていただきます。

こちらのほう、災害復旧工事3,000万円とありますけども、全て三次市民ホールきりりに関係するものでございます。まず、エレベーターの修繕工事が1,910万4,000円であります。エレベーターのほうは2基あって、冠水しておりますけども、そのうちの1基分についての復旧に係る経費でございます。

それから、2つ目にはガス給湯器修繕工事102万6,000円でございます。

それから、3点目が消防設備修繕工事でございます。これが884万1,000円というところでございます。

また、最後、4点目でございますが、井水還元ポンプについて102万9,000円でございます。こちらは冷暖房に係る冷却水の循環に係るポンプのことでございます。

以上でございます。

(建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂本建設部長。

○建設部長(坂本高宏君) 公共土木の災害でございます。道路、河川等の復旧事業費2億150万円というお願いをしておるところでございます。公共土木の災害件数として、公共債といいますか、大きい災害について見ますと、現在、道路は約200件、河川については100件を想定しております。そして、崩土等の除去については約250件を想定しているところでございます。

公共土木査定を受ける予定ですけども、9月末から本年12月末ということで予定をされております。年度内に約半数の工事発注までできればというふうに思います。残りは来年度以降の発注ということでございます。災害復旧は3年で可能ということでございますけれども、できるだけ早目に復旧し、目標としては、現在2カ年ぐらいを目標に復旧したいという考え方で思っております。そのためにも、まずは査定を受けるという段階でコンサル団体等へもお願いを現在しているという状況でございます。

以上です。

(福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 森本福祉保健部長。

○福祉保健部長(森本 純君) それでは、被災住宅補修工事費の関係でございますけども、この事業につきましては、住宅、お住まいの早期復旧をめざすということで、お住まいの内装とか建具とか給排水設備等の修繕経費の2分の1、上限50万円を補助したいというふうに思っております。被害の状況は半壊ですから、床上浸水以上の方々についての支援策として今回考えておるところでございます。本日の補正予算を議決いただきました後に、速やかに要綱のほうを告示してまいりたいというふうに思っております。

ただ、こういった住宅のことでございますので、既に工事のほうへ着手してらっしゃる方も当然いらっしゃると思います。ということで、今回のこの制度につきましては、平成30年7月豪雨の時期までさかのぼって適用ということで、そのあたりは配慮していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 新家議員。

○11番(新家良和君) 復旧工事については、できるだけ早い時点でめどをつけていただいて、一日も早い復旧につなげていただきたいと希望しておきます。

機器の関係について、今のエレベーターの工事ですけども、このたびのエレベーターの修繕工事については、具体的にどのようなことをされて、また、恒久的にはどのようにお考えになっておるのか、もう一度お答えを願いたいと思います。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 長田教育次長。

○教育次長(長田瑞昭君) エレベーターにつきましては、まず、機器のエレベーター全体の取りかえ、それから制御盤等の取りかえということになりますし、ロープ等の取りかえ等も入ってまいります。

なお、冠水の対策等も必要かと思っておりますので、例えば防水シャッターの設置とか防水柵の設置等を検討していきたいというふうに思っております。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 新家議員。

○11番(新家良和君) 記憶が定かでないので申しわけないんですけども、きりりを建設するときに候補地として4つほど上がりましたけども、最終的に今の三次町願万地に決まったんですけども、そのときの設計コンセプト、昨日も同僚議員の質問にもありましたけども、水にかかるということはある程度前提に設計された施設だと理解しておりました。1階部分を5メートルかさ上げして、調整池兼駐車場として使っていきたい、これが1つの売りであったようにも記憶しておるんですけども、そのときにエレベーターのことについて全く説明がなかったと思います。我々議会議員としても、質問の中で、エレベーターのことについてそういう認識がなかったので、エレベーターのことについてどのようにお考えかということを知りなかつたということであらうと後悔しておるんですけども、もともとつかる設計であるのであれば、先ほどの対策は当初からやっておくべきではなかったかなと思うんですけども、その辺の経緯がもしわかれば御説明をしていただきたいと思っております。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 長田教育次長。

○教育次長(長田瑞昭君) この施設の避難所としての役割というところもあろうかと思っておりますけども、このきりりの付近は低層の住宅も多いことから、避難施設としての役割がきりりには求

められていたというところがございます。今回も約210人の方の避難があったということは、そういった必要性がまた反映されていたところでもあります。近隣市民の住民を守るということを中心に考える。そういう中で避難所を受け入れ、そして、安全を保つために基本の階を前面の道路から5メートルの位置にして、2階、ロビー階等を設けているというところでもあります。

エレベーターにつきましては、想定を超える雨が一時的に集中して降ったということで、今回侵入をしたというところがございます。なお、そのエレベーターの下側に調整池は設けてあるところがございます。調整池につきましても、周辺の冠水について明らかな働きはしたのではないかと考えておるところであります。

なお、今後もきりりの避難所としての役割は重要なものかと思っております。復旧までの応急的な措置としましては、例えば舞台の搬入経路を利用して、そちらもほうも使っていただくなど、利用者の利便性を考えて運用していきたいというように思っております。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長（小田伸次君） 新家議員。

○11番（新家良和君） 避難所のことについてはまた別の機会に質問をさせていただきますが、今はエレベーターが当初つかるという想定になかったという答弁ですよね。しかしながら、あの地域は昔からずっと水没する地域であって、土手の改修が進みましたが、今回のような大雨といいますか、既にゲリラ豪雨ということが起きていた時代ですから、当然、想定されるべきであったと思うんですね。エレベーターの下に調整池と言いながらも、それをはるかに超える集中豪雨があった場合には、エレベーターのところまで来るという想定は当然ついたんじゃないかなという気がするんですけども、それが残念ながら、設計段階でそうされておらなかった。それを承認して工事に入った。もちろん気がつかなかったあたりも含めて、大いにこれは反省すべきことであろうと思うんですが、その最初の設計段階のときには全くそういったことは本当に想定されなかったんですか。最初から、今回、工事でいろいろ対策されることが盛り込めなかったのかどうか、その辺が大変疑問なんですけども、図面を見て、専門家の目で見えてわかったんじゃないかという気がするんですけども、もう一度その辺の考え方についてお答えください。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○議長（小田伸次君） 長田教育次長。

○教育次長（長田瑞昭君） 設計の段階でございますけども、エレベーターの周辺には水路を設けております。今回、通常であれば、これまでの雨量等であれば吐かせられる量であったと思いますけども、今回は一時的に想定外の雨が集中して降ったという、そういうところで雨水が侵入してきたという、そういうことであったというのが現状でございます。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長（小田伸次君） 新家議員。

○11番（新家良和君） わかりました。これ以上やっても水かけ論になりますので。最終的な防護柵をつくったりとか、防水扉にしてあるとかいったようなことも含めて、今回、先ほどの説

明では、エレベーターの修繕には1,900万円強かかると説明がございました。最終的にはどれぐらいこのエレベーターの修繕で費用がかかると今お考えなのか、お伺いいたします。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 長田教育次長。

○教育次長(長田瑞昭君) もう一つあるエレベーターにつきましては、約1,200万円程度かかるのではないかとこのように想定しております。

○議長(小田伸次君) そのほか、質疑ございますか。

(18番 池田 徹君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 池田議員。

○18番(池田 徹君) それでは、何点かお尋ねをいたします。

農業関係の用水については、先ほどから話が出ておりますように、土地改良区単独事業を含めて大変御努力いただいて、何とか確保できておるのではないかとこのように思います。ただし、井堰等が流れたり、水路が大きく破損をしたのが見受けられますが、これらの復旧作業をどのようにお考えになっておるのか、お伺いを1点いたします。

それから、稲刈りまでの期間があと1カ月しかないんですが、市道が大変傷んでおります。中には、仮復旧をしたままでどのようにおなっているのか、稲刈り等ができない、もしくは作業所に運べない箇所が川地に2カ所あるというふうにごこの前の市長のほうにも持って上がった資料の中にも入っておると思いますが、今回のこの補正の中にそこらを含めて早急に取り組んでもらうようになっているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、全然説明にも何もないんですが、治山、砂防ダム関係の状況が今どのようになっているのか調べられたかどうか、お聞きをしたいと思います。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) このたびの災害復旧に係る水路等の復旧に係る御質問でございます。

今回の補正の中で、河川内水路、また揚水機等については、大体合わせて10件程度のたちまちの応急本体工事といえますか、応急工事等に係る設計委託料等を計上させていただいておるところでございます。ちなみに、今回、災害を受けた水路については277件、被害額で約3億円程度と見込んでおります。用水路については18件、約1億円程度ということで、これについては、工事等を含めて9月補正等での工事費等の対応といったことになってこようかと思っております。

治山についての対応につきましては、県営ということで、県と含めて対応していくということで、これについては県と調整しながら対応していくということになるかと思っております。現段階で具体的な内容についてはまだ確認をいたしておらん状況でございます。

(建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂本建設部長。

○建設部長（坂本高宏君） 市道が傷んでということでございます。先ほども説明しましたように、崩土等についての撤去はこのたびの予算でお願いしていることであり、また、路面が傷む程度で、路面補修等で対応できる部分については、もともとの予算、もしくはこの補正の予算で対応したいというふうに思います。

ただ、大きな被災を受けて、通れないというような部分については、個別に協議をさせていただきたいと思いますが、一般的に簡単に補修で直るという部分については、秋の稲刈り等ができないというようなことで、通れないというようなことがないような対応は考えていきたいというふうに考えています。

また、砂防について御質問ですけれども、基本的にこれは広島県が管理ということになるように思いますので、県のほうに問い合わせたいというふうに思います。

（18番 池田 徹君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 池田議員。

○18番（池田 徹君） 川地の場合、上げておるのは、船谷と藤根原へ上がる市道を上げておる。藤根原の場合、専門家でないのでよくわかりませんが、5トン以上のキャリーカーが通るかどううか。部長も現地を見られて今答弁をされたと思うんですが、とてもじゃないけども厳しいんじゃないかというふうに思います。

そこで、だめだだめだといってもしょうがないので、市長、南部農道を迂回する方法を今日提案させていただきたいと思うんです。春木のほうからでしたらキャリーカーも入ろうかと思えます。ぜひとも、あと1カ月ですから、復旧を1カ月でできるような箇所ではありませんし、そこらの検討もお願いをしたいというふうに思います。

それから、船谷のところは緊急にシートを張っていただいておりますが、ここも川地の6分の1ぐらいを、乾燥調整される農場施設といいますか、乾燥施設を持っておられるところへずっとコンバインを輸送したり、もみ、米を搬送する道路なんですね。肩が随分亀裂が入って、2次災害が起きようとしておるところを耐えられるのかどうなのか、調査されたかどうかを、それじゃ、部長、もう一回お願いいたします。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 増田市長。

○市長（増田和俊君） 個別的な箇所についての決定的な答弁は難しいと思いますので、南部農道の迂回の件についても、これは個別の案件の中でまた協議をさせてもらっていきたくと思えますし、今、大変な事態になっておまして、いかに査定を乗り越えるかという状況の中と、工事の業者の皆さんに対しても全面的な協力をいただきながら、一定の応急はさせていただいておりますし、そこらの、さらに具体的には、ここで部長にも答弁させるのはちょっと控えさせていただきたいというふうに思います。改めて協議に乗りたく思っております。

（18番 池田 徹君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 池田議員。

○18番（池田 徹君） 市長、個人的な話をしよるんじゃないんですよ。個別的だといっても、

集落があり、今言った川地に400ヘクタールある農家の7分の1とか6分の1をそこで作業されておるんですよ。決して私が個人的に5ヘクタールつくっておるから何とかせえという話じゃないんですよ。藤根原が孤立しかけたのを何とか助けてもらって、今、生活関連の軽トラや乗用車ぐらいは通るようにしていただいたら大変ありがたいと思っておるんです。その上に立って、災害復旧の補正を聞いて喜んでおる1人ですよ。ましてや南部農道を迂回路として使えるという道筋は立つわけでしょう。私的なことで発言はしておらるので、十分考慮して答弁してほしいと思います。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 増田市長。

○市長(増田和俊君) 決して私的な面で捉えておるつもりは毛頭ありません。ただ、現場の状況等を踏まえた中で、正確な中で話を、協議をしていくべきという思いを持っておりますから、この本会議中ではなく、改めて、この本会議が終了した後でも結構ですから、そこらの内容については協議をさせてもらいたいという意味でありますから、話を受けないということではありません。御理解を賜りたいと思います。

○議長(小田伸次君) そのほか、質疑ございますか。

(9番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 宍戸議員。

○9番(宍戸 稔君) 職員人件費1,000万円に関連して質問させていただきます。

先ほど来ありますように、今回の7月豪雨災害に対して、職員の皆さんは非常に頑張られて、非常に助かったという声も聞かせていただいております。これまでかかわった人件費、それから、今後かかるであろう人件費ということなんでしょうけども、他部署にかかわる職員のかかわりということでございます。ただ、とりわけ、先ほど来ありますように、農地、それから農業用施設の災害、それから道路、河川の災害ということになりますと、建設部、それから産業環境部というところが大変な事務を抱えられるのではなかろうかなというふうに思います。市長も申されますように、査定に対してということになりますと、その部署だけで果たしてできるであろうかどうかというのが非常に心配なわけでございます。市の職員挙げて、この査定に向けて人的配置をしていくというのが必要なのではなかろうかなというふうに思います。そういう面においてのお考えを聞かせていただきたいというふうに思います。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 高岡副市長。

○副市長(高岡雅樹君) 災害対応についての職員配置の考え方ということでございますが、このたびの7月5日からの平成30年7月豪雨に対しましても、職員の総力を挙げて災害対策本部の対応、さらには、災害対策本部を解散後の応急対策、こういったところにも職員の総力を挙げて、市民の皆様の一日も早い復旧・復興に向けての努力をしてまいったことでございますし、市長申しましっているとおり、今後、農地災害あるいは土木災害、それから公共施設の災害、こういったことに職員の総力を挙げて対応していかなきゃいけないという考えは当然に私たちも

持っております。

その中で、産業建設のみではなくて、市長もそうでしょうし、水道局のほうもそうでしょう、そういったところで、限られた職員という人的資源ではございますが、そこらをいかに最大限活用していくか、そういったことも当然考えながらやっておりますし、先ほど来でございますコンサルの皆さん、あるいは業者の皆さん、あるいは農業関係団体、そういったところへもいろいろとお願いをする中で、可能な限り早い段階で整理をして、とにかく査定を乗り切らなきゃいけないという思いで頑張っておりますので、職員のOBの皆さんにもいろいろと御無理をお願いするところもあるんですが、可能なところで体制を今整えているところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。いずれにしても、総力を挙げて頑張っている所存でございます。

(9番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 宍戸議員。

○9番(宍戸 稔君) 総力ということになるんですけども、私も職員のOBでございますので、よろしくをお願いします。

そういうことで、偏った職員に対しての事務が行かないようにというのを、本庁のみならず、支所も挙げて、経験した職員はいらっしゃると思いますので、そこら辺の状況も踏まえて、しっかり査定に向けての体制をとっていただきたいということを申し添えて、私の意見なりは終わります。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 増田市長。

○市長(増田和俊君) 当然ながら、査定を乗り越えるということが第一関門であります。第二関門は、いかにして工事を進めていくかということでございます。これについては、また改めて議会の皆さんにも御協議を申し上げたいと思いますが、当然、3月で当初予算が議決をいただいておりますさまざまな事業をこれからどのように進めていくかということの1つの大きな課題を持っておるといこと、同時に並行していくということの大変厳しい環境であるということ、そこらを含めて、また改めて全員協議会等々を含めて御協議を申し上げ、また、具体的な話の中で進めさせていただきたいなと思っております。

現実に、広島県においては、本年度の当初予算で議決された事業については、先日、事前の協議がございましたが、本年度の事業については大変な決断もされておられるということでございまして、そこらの微調整を今広島県さんともしておるところでございまして、予算で計上されておる事業をどのようにするかということを改めて協議させていただきたいというように思っております。

○議長(小田伸次君) そのほか、質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号については、会議規則第37条第3項の規定により



委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第78号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。  
討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 討論なしと認めます。

これより議案第78号を採決いたします。  
お諮りいたします。

議案第78号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第78号平成30年度三次市一般会計補正予算(第3号)(案)は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第79号 平成30年度三次市下水道事業特別会計補正予算(第1号)  
(案)

○議長(小田伸次君) 日程第10、議案第79号平成30年度三次市下水道事業特別会計補正予算(第1号)(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました議案第79号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第79号平成30年度三次市下水道事業特別会計補正予算(第1号)(案)について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ300万円を追加し、補正後の総額を18億8,231万円にしようとするものであります。

その内容は、下水道運営費の施設管理経費を追加しようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(小田伸次君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第79号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第79号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。  
討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 討論なしと認めます。

これより議案第79号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第79号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第79号平成30年度三次市下水道事業特別会計補正予算(第1号)(案)は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第80号 平成30年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)(案)

○議長(小田伸次君) 日程第11、議案第80号平成30年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました議案第80号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第80号平成30年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)(案)について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ530万円を追加し、補正後の総額を6億2,458万8,000円にしようとするものであります。

その内容は、総務費の施設管理経費を追加しようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(小田伸次君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第80号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第80号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。  
討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第80号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第80号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第80号平成30年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第81号 平成30年度三次市水道事業会計補正予算（第1号）（案）

○議長（小田伸次君） 日程第12、議案第81号平成30年度三次市水道事業会計補正予算（第1号）（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（小田伸次君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第81号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第81号平成30年度三次市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、業務の予定量、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債及び他会計からの補助金について変更しようとするものであります。

第2条業務の予定量につきましては、建設改良費を11億1,722万8,000円から11億5,222万8,000円に改めようとするものであります。

第3条収益的収入及び支出につきましては、収益的収入の補正では、水道事業収益の総額を1,180万円増額し、18億2,066万1,000円にしようとするものであります。収益的支出の補正では、水道事業費用の総額を1,180万円増額し、17億6,625万4,000円にしようとするものであります。

第4条資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の補正では、資本的収入の総額を3,500万円増額し、11億3,909万7,000円にしようとするものであります。資本的支出の補正では、資本的支出の総額を3,500万円増額し、18億4,376万2,000円にしようとするものであります。

第5条企業債につきましては、現年災害水道施設復旧事業を追加しようとするものであります。

第6条他会計からの補助金につきましては、一般会計からの補助金額を1,180万円増額し、3億2,935万5,000円に改めようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小田伸次君） それでは、質疑を願います。

（4番 弓掛 元君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 弓掛議員。

○4番（弓掛 元君） 今の説明ではこの補正の理由が全くわからなかったもので、理由のほうをよろしく願いたいします。

（水道局長 勝山 修君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 勝山水道局長。

○水道局長（勝山 修君） このたびの補正につきましては、全て災害に係るものでございます。内容を若干説明させていただきます。

第3条に上げております1,180万円、これにつきましては、浄水場、一部浸水したところもございまして、浄水場3カ所と排水管の関係が1件でございまして、これの原状復帰に係る経費でございまして。

第4条に上げております3,500万円、これにつきましては、断水等も伴いました3カ所に対する復旧のための建設事業費として3,500万円を挙げさせていただいております。

以上でございます。

○議長（小田伸次君） そのほか、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第81号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第81号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第81号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第81号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第81号平成30年度三次市水道事業会計補正予算(第1号)(案)は原案のとおり可決されました。

以上で臨時会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これで平成30年第3回三次市議会臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午後 0時 7分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年7月31日

三次市議会議長 小 田 伸 次

会議録署名議員 岡 田 美津子

会議録署名議員 福 岡 誠 志